(様式2)

2 9 行第 1 9 4 号

平成30年1月17日

内閣総理大臣 殿

福島市長 木 幡 浩 即

帰還環境整備事業計画の変更について

平成29年7月26日付けで提出した福島県(福島市)帰還環境整備事業計画について、福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

福島市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等

基金設置の有無: 有 設置の時期: 平成29年3月 平成30年1月時点

_		改造の前別.				, ,			n										(単位:千円)
												各年度の	交付対象事業	貴 (注4)					
No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	事業費 (注3)	うち、福島県又 は避難指示・解 除区域市町村 等以外の者が 負担する額を 減じた額	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成〇〇年度	全体事業費 (注5) 全体事業 期間	備 考(注6)
1	(3) - 23 - 1 -	農作物・食品放射能測定事業	福島市	市	福島市	直接	(233.581) 88,257 <321,838>	(233.581) 88.257 <321,838>	<0>	(18.887) 0 <18.887>	(1.166) 0 <1,166>	(125.522) 0 <125,522>	(88.006) 0 <88,006>	88.257 <88.257>	<0>	<0>	. <0>	598,165 26 ~ 3	80 単年度型
2	(3) - 23 - 2 -	放射線量マップ作成事業	福島市	市	福島市	直接	(24,039) 0 <24,039>		<0>	(12,600) 0 <12,600>	(11,439) 0 <11,439>	<0>	<0>	<0>				24,039 26 ~ 2	27
3	(3) - 23 - 3 -	福島市仮置場等 モニタリングポスト設置事業	福島市	市	福島市	直接	(49.977) 0 <49.977>	(49.977) 0 <49.977>	<0>	(19.656) 0 <19.656>	(1.748) 0 <1.748>	(7.883) 0 <7.883>	(20,690) 0 <20,690>	<0>				49,977 26 ~ 3	80 単年度型
4	(3) - 23 - 4 -	環境放射線量測定事業	福島市	市	福島市	直接	(104.967) 48.883 <153.850>	(104.967)		<0>	<0>	(56.475) 0 <56.475>	(48.492) 0 <48.492>	48.883 <48.883>				158,656 28 ~ 3	90 単年度型
5	(3) - 24 - 1 -	放射線相談員配置事業	福島市	市	福島市	直接	(9,292) 2,629 <11,921>	(9,292)		(1.573) 0 <1.573>	(2,573) 0 <2,573>	(2,573) 0 <2,573>	(2,573) 0 <2,573>	2,629 <2,629>				11,921 26 ~ 3	80 単年度型
6	(5) - 40 - 1 -	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 福島市地区	切り士	市	福島市	直接	(484.914) 0 <484.914>			<0>	(96.217) 0 <96.217>	(388.697) 0 <388.697>	<0>	<0>	<0>			484,914 27 ~ 2	28 単年度型
7	(5) - 40 - 2 -	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 福島市地区(基金型)	行自士	市	福島市	直接	(778.192) 0 <778,192>			<0>	<0>	<0>	(778.192) 0 <778,192>	<0>	<0>			778,192 29 ~ 3	32 基金型
8							(0) 0 <0>	<0>		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>			~	
9							(0)			<0>	<0>		<0>		<0>			~	
10							(0)			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>				~	
						計町村交付	(1.684.962) 139,769 <1,824,731> (1.684.962)	(1.684.962) 139,769 <1,824,731> (1.684.962)	(0) 0 <0>	(52.716) 0 <52,716> (52.716)	(113.143) 0 <113,143> (113.143)	(581.150) 0 <581,150>	(937.953) 0 <937,953>	(0) 139,769 <139,769> (0)	(0)	(0) 0 <0>	(0) 0 0 <0>		
					分	交付分)	139,769 <1.824.731> (0) 0 <0>	<1.824.731> (0) 0	<0> (0) 0	0 <52.716> (0) 0 <0>	0 <113.143> (0) 0 <0>	0 <581.150> (0) 0 <0>	0 <937.953> (0) 0 <0>	0 <0> (0) 0 <0>	0 <0> (0) 0 <0>	(0)	(0)		
					の組合	5公共団体 交付分)	(0) 0 <0> (1.684.962)	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0> (52.716)	(0) 0 <0> (113.143)	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0)	(0) 0 0 <0>		
						幹事業)	139,769 <1.824.731> (0) 0 <0>	139,769 <1.824.731> (0)	<0> (0) 0	0 <52.716> (0) 0 <0>	0 <113.143> (0) 0 0 <0>	0 <581.150> (0) 0	0 <937.953> (0) 0 <0>	(0)		(0) (0)	0 0 <0>		,

県名	福島県	担当部局名(注7)	総務部 行政経営課	担当者氏名(注7)	秋葉 和人
市町村名(注7)	福島市	電話番号(注7)	024-525-3788	メールアドレス(注7)	gyouseikeiei@city.fukushima.lg.jp
地方公共団体の組合名(注					

[|]地方公共団体の組合名(注7||
(注1)「事業者号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)- (同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)一(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「非変付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注3、4)上段()書きは、前回までに配分された類を記載しての全ての事業費を記載する。なお、下段く >書きについては、自動計算される。
(注4)各年度の交付対象事業費(中段)のうち、様式1−4で提出された年度の値が配分(申請)に係る交付対象事業費となる。
(注5)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注5)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注6)年度問調整又は事業間が用き通じての全ての事業費を記載する。
(注6)年度問調整又は事業間が用き通じての全ての事業費を記載する。
(注6)年度問調整又は事業間が用き通じての全ての事業費を記載する。
(注7)共同で作成する場合においては、「担当者氏名」等は共同で作成する福島県又は避難指示・解除区域市町村等の担当者を並べて記載する。

(様式1-3)

福島県(福島市)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	農作物・食品放射能測定事	事業番号	(3) -23-1		
交付団体			福島市	事業実施主体(直接/間接)	福島市(直接)		
公立は社会市業 連			(233, 581(千円))	全体事業費	(509,908(千円))		
総交付対象事業費		(尹未貸	321,838 (千円)	王仲尹未其	598, 165 (千円)		

帰還環境整備に関する目標

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、市内の空間放射線量が比較的高い状況となり、今でも不安を抱えながらの生活を強いられている住民もいる。

食生活への影響も大きく、市内産の米や特産品である果樹、山菜やきのこなどから放射性物質が検出され、高い濃度のものは出荷制限がかかるなど食の安全・安心という生活の最も基本的な部分に対する不安が広がった。

事故発生から約7年が経過した現在でも、きのこや山菜などからは高い濃度で放射性物質が検出される場合もある。また、一般家庭で栽培された野菜等に含まれる放射性物質が気になることから、気軽に分けたり、また、いただいたものを気にせず食べることへ抵抗を憶える住民もいる。

住民が食品や飲料水を持ち込んで放射性物質の測定ができ、食品等の安全性を自ら確認することができる体制を継続し、また、市内で製造、販売、加工されている食品についても放射性物質の基準値を超えたものが流通することがない体制を構築することで、住民が抱える食に対する不安を軽減し、さらに測定結果を公表することで地域の帰還環境の整備を目標とする。

事業概要

1 農産物·食品等放射能測定事業

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、市内の空間放射線量が比較的高い状況となった。食生活への影響も大きく、市内産の米や特産品である果樹、山菜やきのこなどから放射性物質が検出され、 食の安全・安心という生活の最も基本的な事への不安がひろがった。

これら市民が抱える食に対する不安を解消するために、市民が家庭菜園の作物や飲料水等を持ち込んで放射性物質の測定ができる体制を継続する。

測定結果については、品目ごとに集計し放射性物質の検出傾向を分析したものを市ホームページで公表することにより、測定したことのない市民や自主的に避難している方にも家庭菜園の農産物・食品等の現状を知ってもらい、食への不安軽減への一助とする。

(1) 測定場所及び予約・受付日

- ①予約・受付日:平日・土曜日(祝日、12月29日から1月3日を除く)。
- ②測定場所:別表の通り(測定所19ヵ所+受付のみ1ヵ所を開設)。
 - 〇破壊式放射能測定器(井戸水・湧き水などの飲用水や刻んだ食品などを測定)については、 平成29年度より各測定所から回収し、放射線モニタリングセンターで一括対応。
 - 〇市民からの要望の多い非破壊式放射能測定器 (丸ごと測定器) による測定を中心とする 体制を構築。

【別表】

No.	施 設 名	住 所	受付電話番号	非破壊式放射能 測定装置配備
1	放射線モニタリングセンター	福島市桜木町8-13	080-5737-1507	0
2	蓬萊支所・学習センター	福島市蓬莱町四丁目1-1	080-5737-1489	0
3	清水学習センター	福島市御山字松川原5-1	080-5737-1491	0
4	東部支所・学習センター	福島市岡部字高畑46	080-5737-1493	0
5	北信支所・学習センター	福島市鎌田字中江1	080-5737-1495	0
6	飯坂支所・学習センター	福島市飯坂町字銀杏6-11	080-5737-1502	0
7	松川支所・学習センター	福島市松川町字杉内33	080-5737-1503	0
8	信夫支所・学習センター	福島市大森字馬場1	080-5737-1505	0
9	吾妻支所・学習センター	福島市笹木野字折杉41-1	080-5737-1506	0
10	飯野支所	福島市飯野町字後川10-2	080-5737-1508	0
11	渡利学習センター	福島市渡利字岩崎町190	080-5737-1486	0
12	西支所・学習センター	福島市上名倉字妻下4-2	080-5737-1498	0
13	信陵支所・学習センター	福島市笹谷字才ノ神1	080-5737-1500	0
14	土湯温泉町支所	福島市土湯温泉町字上/町9	080-5737-1499	0
15	杉妻支所	福島市伏拝字台田1-1	080-5737-1487	0
16	大波出張所 (大波多目的集会所)	福島市大波字滝ノ入48	080-5737-1494	0
17	吉井田支所・学習センター	福島市仁井田字西下川原1-1	080-5737-1497	0
18	立子山支所	福島市立子山字竹ノ下24-1	080-5737-1501	0
19	茂庭出張所	福島市飯坂町茂庭字宮沢口9-1	080-5737-1510	0
20	コラッセふくしま (産業創出推進室 [*])	福島市三河南町1-20	080-5737-1481	受付のみ

◎については、平成26年度再生加速化交付金にて配備。

○放射線モニタリングセンター【表中のNo.1】

非破壊式放射能測定器(丸ごと測定器)と破壊式放射能測定器を配備。 破壊式放射能測定器の測定結果が50ベクレルを超えた場合の確定測定を行うゲルマニウム 半導体検出器は福島市保健所検査棟に配備。

- ○支所・出張所、学習センター【表中のNo.2~No.19】 非破壊式放射能測定器(丸ごと測定器)のみを配備。
- 〇コラッセふくしま (産業創出推進室) 【表中のNo.20】 受付のみの対応 (受付けた農産物・食品等は、放射線モニタリングセンターで測定する)。

(2) 測定対象者

市内に住所を有するかた。

(3) 測定品目

家庭菜園や自家農園などの農産物、飲用水(井戸水、湧き水など)、その他の食品。

- (4) 申込方法:電話による事前予約。
- (5) 持ち込み方法
 - ①非破壊式放射能測定器(丸ごと測定器) 農産物等は、700 グラム以上を洗ってそのまま持参。
 - ②破壊式放射能測定器(刻む測定器) 飲料水は、1 リットルをペットボトル等に入れて持参。 農産物等は、500 グラム以上を洗ってみじん切りして持参。
- (6) 測定結果
 - ①非破壊式放射能測定器(丸ごと測定器):持ち込んでから約20分後に手渡しする。
 - ②破壊式放射能測定器 (刻む測定器): 放射線モニタリングセンターで測定後、郵送。
 - ③刻む測定で、測定結果が50ベクレルを超えた場合、福島市保健所検査棟においてゲルマニウム半導体検出器で確定測定。
- (7) 測定員:外部業者委託。
- 2 食品衛生法に基づく食品中放射性物質検査業務

原子力災害対策本部および厚生労働省が定めたガイドラインに基づき、市内で製造、販売、加工されている食品について、放射性物質の基準値を超えた食品が流通することがないよう収去検査を行う。

測定結果については、市ホームページで公表することにより、住民や自主的に避難している方にも流通している食品の現状を知ってもらい、食への不安軽減への一助とする。

(1) 測定場所

福島市保健所検査棟 福島市森合町10-15

(2) 検体確保の方法

食品衛生法に基づき、流通している食品を市の食品衛生監視員(職員)が計画的に収去し、検体 を確保する。

(3) 収去計画

4月から3月までの間に30日間

1日につき 10検体×30日=年間 300検体

(4) 主な対象食品

菓子類、漬物、食肉加工品、そうざい、果実加工品、魚介類加工品、清涼飲料水、大豆加工品、 酒類、冷凍食品、めん類、乾燥野菜、乳製品、アイスクリームなど

(5) 検査方法

前処理(刻み処理)行った検体を、測定容器に入れ、ゲルマニウム半導体検出器を使用し、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理」(食品 GLP)で示されている手順に従って検査を行うことにより、より精密な検査結果を得られる。

(6) 測定員:市職員

前処理:外部業者委託

(7) 測定結果

測定結果については、収去を行った事業者に対して、郵送により検査結果を送付する。

3 福島市総合計画における位置づけ

総合計画の分野ごとの施策第1章「いのちを大切にするまち」中、第1節「安心できる生活環境の向上 (放射線対策)」の「1放射線対策」に位置づけている。

当面の事業概要

<平成 30 年度>

1 農産物・食品等放射能測定事業

上記事業概要に記載のとおり、市内 20 ヵ所 (19 測定所+1 受付のみ) を開設し、非破壊式放射能測定器 (丸ごと測定器) による測定を中心とする体制を継続し、農産物・食品等の簡易放射能測定を実施する。 測定に使用している測定装置については、年1回の点検校正を行う。

2 食品衛生法に基づく食品中放射性物質検査業務

上記事業概要に記載のとおり、福島市保健所検査棟において、ゲルマニウム半導体検出器による測定体制 を構築し、市内で製造・販売・加工されている食品について食品衛生法に基づく食品中放射性物質検査業務 を行う。

測定に使用している測定装置については、年に1回点検校正を行う。

地域の帰還環境整備との関係

東京電力福島第一原子力発電所の事故は食生活への影響も大きく、市内産の農産物から放射性物質が検出されるなど、食の安全・安心という生活の最も基本的な部分への不安がひろがった。

事故発生から約7年が経過した現在でも、きのこや山菜などからは高い濃度で放射性物質が検出される場合もある。また、一般家庭で栽培された野菜等に含まれる放射線物質が気になることから、気軽に分けたり、また、いただいたものを気にせず食べることへ抵抗を憶える住民もいる。

住民が食品や飲料水を持ち込んで放射性物質の測定ができ、食品等の安全性を自ら確認することができる体制を継続し、また、市内で製造、販売、加工されている食品についても放射性物質の基準値を超えたものが流通することがない体制を構築することで、住民が抱える食に対する不安を軽減し、さらに測定結果を公表することで地域の帰還環境の整備を図ることができる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	関連する基幹事業							
事業番号								
事業名								
交付団体								
基幹事業との関連性								

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表 (平成30年度) 平成30年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

を付団体 福島市	No.	1 事業番号	(3)-	23-1	事業	名	農作物·食	食品放射能	測定事業	事業実	施主体	福島市
項目	h.	4 mm 1// #ff	1	∕∕⁄- o \\/ #Π	平成30		** O III VI #F	-		** 4 mm \1/ #0		備 考
食品放射能測定業務	弟	1四半期		第2四半期			第3四半期	1		第4四半期	<u> </u>	
委託						_						測定結果は毎月公表する
非破壊式放射能 測定装置点検校正							発	注	点検校	<u>E</u> →		
食品中放射性物質 検査業務												
デルマニウム半導体検 出器点検校正			発注	点検校正								

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

⁽注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

⁽注)平成30年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

福島県(福島市)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	環境放射線量測定事業	事業番号	(3) -23-4						
交付[団体		福島市	事業実施主体(直接/間接)	福島市(直接)						
総交付対象事業費			(104, 967 (千円))	全体事業費	(109,	773 (千円))					
心义	秘文刊列系争未良		153,850(千円)	土 冲 尹未良 	158,656 (千円)						

帰還環境整備に関する目標

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から約7年が経過し、除染の実施や放射性物質の物理学的減衰、ウェザリング効果により、放射線量は事故当時に比べ確実に低減しているものの、現在でも放射線による健康被害への不安を感じている住民もいる。

放射線に対する不安の軽減には、住民が現在の放射線量を正しく理解することが不可欠である。

そのためには、身近な場所の空間放射線量を定期的に測定し、その経年変化等をわかりやすく公表する取り組みを継続していくとともに、日常的な生活の中でも住民がその空間放射線量に強い関心を持つ場所(乳幼児が集う児童公園や児童・生徒がスポーツを行う運動公園、町内会活動の拠点となる都市公園等)については、詳細な測定を実施し、結果を発信していくことがとても重要である。

また、行政からの発信のみならず、住民が放射線量に不安がある場所を自ら測定できる環境を維持していく必要もある。

住民が現状を正しく理解することで、放射線に対する不安が軽減し、将来にわたり安心して福島で生活し続けることができ、地域の帰還環境の整備を目標とする。

事業概要

1 環境放射線量の定点測定

市内の代表地点や教育施設、特に人が多く集まる場所等の 164 地点の放射線量について、1 年を通し 定期的に測定し、最新の測定結果として公表するとともに、測定開始時からの経年変化についてもわか りやすく発信する。

(1) 測定箇所及び測定頻度

測 定 区 分	測定箇所数	測定頻度
本庁・支所・出張所	19 箇所	
小・中学校等	110 箇所	月1回
人が多く集まる施設等	35 箇所	
計	164 箇所	

(2) 測定方法 Nal シンチレーション方式サーベイメータによる測定

1 施設、1 地点、測定高さ(1m又は 50 cm、1 cm)を 5 回測定、平均値を確定測定値とする

(3) 測定員 外部業者委託

(4) 測定結果 測定結果は、随時、市ホームページに公表する

2 公園の環境放射線量測定

日常的な生活の中でも住民がその空間放射線量に強い関心を持つ場所(乳幼児が集う児童公園や児童・生徒がスポーツを行う運動公園、町内会活動の拠点となる都市公園等)の放射線量について、園内を詳細に測定し、詳細結果を現地において公表する。

(1) 測定箇所及び測定頻度 市内の公園 552 箇所、年2回測定

(2) 測定方法 Nal シンチレーション方式サーベイメータによる測定

1公園、5地点、測定高さ(50 cm、1 cm)を5回測定、平均値を確定測定値とする

(3) 測定員 外部業者委託

(4) 測定結果 測定結果は、公園内に設置の線量表示板に測定数値を記入するほか、市ホームページで公表する

3 放射線量マップの作成(年1回)

原子力発電所事故後の市内の放射線量を一斉に測定し、測定結果を区画ごとに色分けしたマップを 作成する。過去の測定マップを併せて掲載することにより経年変化の状況をわかりやすく表示する。

- (1) 測定方法 NaI シンチレーション方式サーベイメータにより 1mの高さで 5 回測定
- (2) 測定場所 市内約3,000 箇所
- (3) 作成するマップ 市内全域を 500mメッシュ (山間部については、1,000mメッシュ) で

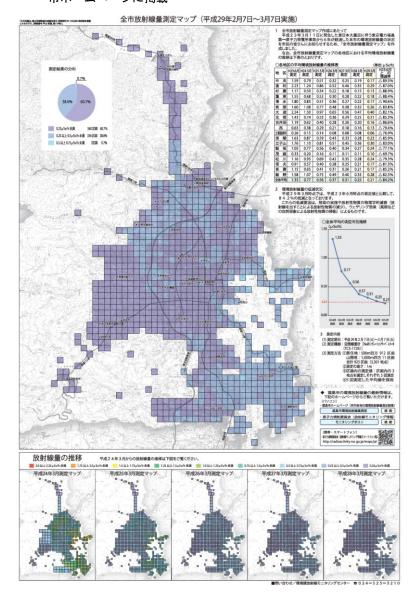
約1,000区画に区切り、それぞれの測定地点(3箇所)の結果を平均した数値

により色分けする。※下図参照

(4) 公表方法 作成したマップを希望者に配布

作成したマップ (拡大) を各支所等へ掲示

作成したマップデータを 5 区域に分け、より細かい部分を見やすくしたものを 市ホームページに掲載



4 簡易放射線量測定器の町内会への貸し出し

市内の約 900 の町内会に市で所有する簡易放射線量測定器を配備し、町内会の中で貸し出しすることにより、住民が放射線量に不安がある場所を自ら測定できる環境を整備する。

放射線量の正確な測定を確保するため、測定器の点検校正を実施する。

5 福島市総合計画における位置づけ

総合計画の分野ごとの施策第1章「いのちを大切にするまち」中、第1節「安心できる生活環境の向上(放射線対策)」の「1放射線対策」に位置づけている。

当面の事業概要

<平成30年度>

- 1 市内各定点の放射線量を定期的に測定し(月1回)、測定結果を市ホームページで随時公表する。 測定については業者へ委託する。
- 2 市内公園の放射線量を測定し(年2回)、公園内に設置の線量表示板に測定数値を記入して公園利用者 に明示するほか、測定結果を市ホームページで公表する。測定については業者へ委託する。
- 3 放射線量マップを作成する。全市放射線量測定とマップ作成を業者へ委託し、作成したマップは、約12,000部印刷し、支所・出張所、学習センタ一等の窓口に配置し希望者へ配布する。

放射線量マップ (拡大) を各支所等へ掲示する。

- ホームページ掲載用のデータ作成も委託し、マップデータを 5 区域に分け、より細かい部分を見やすくしたものを市ホームページに掲載する。
- 4 各町内会へ貸し出ししている簡易放射線測定器 (Csl シンチレーションサーベイメータ) 900 台について、年1回点検校正を実施する。

地域の帰還環境整備との関係

東京電力福島第一原子力発電所の事故から約7年が経過し、除染の実施や放射性物質の物理学的減衰、ウェザリング効果により、放射線量は事故当時に比べ、確実に低減しているものの、現在でも放射線による健康被害への不安を感じている住民も多い。

市全体の居住地域や日常生活に関わる公園等の環境放射線量について継続的に測定・監視していくことで、 住民が市内の放射線量の現況や変化を正しく理解し、目に見えない放射線に対する不安を軽減し、将来に わたり安心して福島で生活し続けることができ、地域の帰還環境の整備を図ることができる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	関連する基幹事業							
事業番号								
事業名								
交付団体								
基幹事業との関連	基幹事業との関連性							

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表 (平成30年度) 平成30年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

			ごとに記載			00.4	- + ×	¥ <i>5</i> 7	T四 1女 上	- 6+ 6白 目 ·n·i	占事业	- 	ポーナ ナ	 	
交付団体 福息	島巾	No.	4	事業番号	(3)-	23-4		名	填 項劢	权射線量測	正争某	争某夫	施主体	福島市	
項	目			_	平成30年度								備考		
	-		第1四半期	1		第2四半期	1		第3四半期	1		第4四半期	1	J	
		測定業務	の発注												
環境放射線	量測定業													測定結果は随時HPで公表す	
務委託												<u>'</u>	る		
		測定業系	多の発注												
		从人	707 7671											測定数値を公園内の線量表示	
公園環境放														板に記入するほか、HPで公表	
定業務	委託			1						1		1		する	
														9 0	
		co Du '			h					# 7h @ 2v \	10.1 m		0#=1		
		印刷した	マップを希望	望者へ配布	、谷支所等	へ掲示			測定:	業務の発注		と及び結果(ル集計	笠1m半期にいりしるハキナ?	
										7			\searrow	第1四半期にHP上で公表する	
放射線量マッ	プ作成業		\circ	→ 🔲 .										ものは、前年度(29年度)に作	
務			^										1	成したマップになり、30年度に	
323		/					L						-/ 5	作成するマップは31年度第1	
		HP掲載	サラ カラス サイス サイス はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょ しょう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	艾業務発注	- П Н	Pで公表						マツ	プ印刷	四半期に公表	
		1204				CAR	_								
													<u> </u>		
							発	注							
								\sim						CsIシンチレーションサーベイ	
サーベイメ・	一タ校正								:	:		:	\longrightarrow		
								_						メータの校正	
													<u> </u>		
				!						!		!	•		
				!						!		!	!		
				<u> </u>			<u> </u>			•		<u> </u>	•		
								7.1.=9+b l. =	. 			適宜書き換え		183	

⁽注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

⁽注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

⁽注)平成30年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

福島県(福島市)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

	_											
NO.	5	事業名	放射線相談員配置事業	事業番号	(3) - 24 - 1							
交付団体			福島市	事業実施主体(直接/間接)	福島市(直接)							
<u> در دره</u>	计计算	9 車 娄 弗	(9, 292(千円))	全体事業費	(9, 29	2 (千円))						
心义	総交付対象事業費		11,921(千円)	土 州	11, 92	1 (千円)						

帰還環境整備に関する目標

放射能・放射線と健康にかかる相談員を配置し、健康不安の軽減を図り、地域の復興・再生に寄与する。

事業概要

(1) 目的:放射線の不安を抱えている住民の不安軽減

原発事故による放射線の健康影響について、心配と不安により運動不足やストレスから心身の不調を起こしている市民もおり、生活習慣病を誘発しかねない。

このため相談員を配置して、放射能・放射線にかかる複合的な相談に対して、相談員が聞き取りを実施 し、住民の不安内容を関連機関等に確認し回答を行うなど、不安軽減のアドバイスを行う。

(2) 方法:健康講座などの企画立案・実施や個別相談業務

放射線防護並びに健康対策など不安軽減を目的に実施する健康講座等を企画立案し、医師等に講師をお願いして行う講座のほか、市内各地の学習センターや集会所における地域住民との学習会への参加、また、市内事業所からの要望による出前講座を実施することで、市民の不安軽減につなげる。併せて、住民からの個別の相談にも応じる。

更に、福島市の実施している「内部被ばく検査」に同行し、検査の目的やその結果の捉え方を個別にその場で説明し、住民それぞれの理解を促す。

(3) その他

平成30年度

嘱託職員費 2,569 千円 普通旅費 3 千円 消耗品費 57 千円 計 2,629 千円

嘱託職員費(人件費)について

賃金月額 149,000円 (市定額) 通勤手当 6,600円 (月額見積) ほか

(4) 福島市総合計画における位置付け

福島市総合計画後期基本計画の分野ごとの施策第1章「いのちを大切にするまち」中、第1節「安心できる生活環境の向上(放射線対策)」の「放射線対策」に位置づけされるものである。

当面の事業概要

<平成30年度>

放射線と健康にかかる講座・座談会の開催。内部被ばく検査実施時における受検者との個別相談。 相談窓口の対応。

<平成31年度>

放射線と健康にかかる講座・座談会の開催。内部被ばく検査実施時における受検者との個別相談。 相談窓口の対応。

地域の帰還環境整備との関係

放射線相談員配置事業により、避難者や帰還しても放射線の健康影響や不安を持っている方などに対し、相談やアドバイスを行うことで、放射線への不安軽減を促すことで、地域の振興・再生及び避難住民の早期 帰還の促進につながる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

X划朱促進争耒寺(《効果促進事業寺である場合には以下の懶を記載。							
関連する基幹事業								
事業番号								
事業名								
交付団体								
基幹事業との関連性								

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表(平成30年度)

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

平成30年1月現在

交付団体 福島市	No.	<u>とに記載してください</u> 5 事業番号	(3)-24-1	事業名		相談員配置事業	事業実	施主体	福島市	
項目	第1四半期		第2四	平成30年度	〒30年度 第3四半期		第4四半期		備考	
研修					3,574 //				随時必要に応じて実施	
講座の開催										
相談窓口の対応									市保健福祉センター1階に 相談窓口設置	
WBC検査相談		→		-						

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

⁽注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

⁽注)平成30年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

福島市 帰還環境整備事業計画 平成30年度 帰還環境整備事業等

省厅名:	内閣府	_	平成30年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

					事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		
No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体				交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、福島県又は避難指示・解除区域市町村等以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	備 考
1	(3) - 23 - 1 -	農作物•食品放射能測定事業	福島市	市	福島市	直接	定額	(0) 88,257 <88,257>	(0) 88,257 <88,257>	(0) 88,257 <88,257>			
4	(3) - 23 - 4 -	環境放射線量測定事業	福島市	市	福島市	直接	定額	(0)	(0)	(0)			
	(4)	7 77	1		122-7-1-		7C IIX	48,883	48,883	48,883			
								<48,883>	<48,883>	<48,883>			
5	(3) - 24 - 1 -	放射線相談員配置事業	福島市	市	福島市	直接	定額	(0)	(0)	(0)			
,	(3) - 24 - 1 -	以为称怕 故其癿巨 学术	T田戸可り	ııı	田岡川	直按	上银	2,629	2,629	2,629			
								<2,629>	<2,629>	<2,629>			
							定額						
										<0>			
								(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
							合計額	139,769	139,769	139,769	0	0	
								<139,769>	<139,769>	<139,769>	<0>	<0>	

県名 福	福島県	担当部局名	総務部 行政経営課	担当者氏名	秋葉 和人
	福島市	電話番号	024-525-3788	メールアドレス	gyouseikeiei@city.fukushima.lg.jp
地方公共団体の組合名					

⁽注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)ー(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。 (注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

⁽注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様) (注4、5)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段く >書きについては、自動計算される。

⁽注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。

⁽注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。

⁽注7)基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。